

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年(2020年)4月1日作成)

|        |   |
|--------|---|
| 法令名    | 農地中間管理事業の推進に関する法律   |
| 根拠条項   | 第8条第5項  |
| 処分の概要  | 農地中間管理事業規程の変更命令   |
| 法令の定め  | 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)<br>(農地中間管理事業規程)<br>第八条 農地中間管理機構は、農地中間管理事業の開始前に、農地中間管理事業の実施に関する規程(以下「農地中間管理事業規程」という。)を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。<br>5 都道府県知事は、第一項の認可をした農地中間管理事業規程が農地中間管理事業の的確な実施上不適当となったと認めるときは、農地中間管理機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。 |
| 処分基準   | 過去に処分実績が無く、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。  |
| 処分担当課  | 農政部農業経営局農業経営課利用集積係<br>(電話番号:011-231-4111(内線:27-373))  |
| 問い合わせ先 | 農政部農業経営局農業経営課利用集積係<br>(電話番号:011-231-4111(内線:27-373))  |
| 備考     | (公表アドレス<br><a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html</a> )  |